

特定相談支援・障害児相談支援 重要事項説明書

しゃかいふくしほうじんこものちょうしゃかいふくしきょううぎかい
社会福祉法人菰野町社会福祉協議会
こものちょうきょたくかいごしえんじぎょうしょ
菰野町居宅介護支援事業所けやき

あなたに対する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく指定特定相談支援・障害児相談支援事業の提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業所経営法人の概要

（1）法人名
社会福祉法人菰野町社会福祉協議会
（2）所在地
三重郡菰野町潤田1281番地
（3）電話番号
059-394-1294
（4）代表者
会長 平井 満
（5）設立年月日
昭和52年9月28日
（6）法人の事業概要

①地域福祉活動全般

- ・ボランティアセンター事業
- ・ふれあいのまちづくり事業
- ・保健福祉センターけやきの運営
- ・地域包括支援センターの運営
- ・福祉ホームヘルプサービス事業
- ・配食サービス事業
- ・ことぶき人材センター事業

②菰野町委託事業

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護(介護予防・日常生活支援総合)事業

③介護保険事業

- ・訪問看護(介護予防訪問看護)事業

④その他

- ・障害児者ホームヘルプサービス事業
- ・移動支援事業
- ・障害児者相談支援事業
- ・障害児者就労継続支援事業（就労継続支援B型）
- ・障害者生活介護事業

2 事業所の概要

(1) 名称
(2) 事業者指定年月日
(3) 事業者指定番号
(4) 住所
(5) 電話番号

菰野町居宅介護支援事業所
平成24年4月1日
第2432200018号 (特定相談支援事業所)
第2472200019号 (障害児相談支援事業所)
三重郡菰野町潤田1281番地
059-391-2227

3 事業所の目的

当事業所は、障害者総合支援法等の関係法令及び契約書に従い、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、ご利用者様に対しその有する能力に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、サービス利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な障害福祉サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

4 サービスの方針等（運営の方針）

(1) 当事業所は、ご利用者様がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該ご利用者様の心身の状況その置かれている環境等に応じて、ご利用者様又は障害児の保護者様の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとします。

(2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 指定特定相談支援の実施に当たっては、ご利用者様又は障害児の保護者様の意思及び人格を尊重し、常に当該ご利用者様又は障害児の保護者様の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるよう努めるものとします。

(4) 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

5 通常の事業実施区域

菰野町全域

6 営業日及び営業時間

平日 (月曜日～金曜日)	8時30分～17時
--------------	-----------

※休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

※休日の対応：他の職員が承ります。

（休日、夜間の電話番号 059-394-1294）

7 職員体制

職種	常勤 (専従)	非常勤 (専従)	常勤 (兼務)	非常勤 (兼務)
管理者			1名	
相談支援専門員	1名		2名	

8 サービスの内容

- (1) 生活全般に係る相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス利用計画の作成
- (4) 訪問によるモニタリング
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

9 サービスの利用料

(1) 利用料金

事業者の提供する指定特定・障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者様の自己負担はありません。

ただし、事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、法律の規定に定める金額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

※ 法定代理受領ができなくなった場合、法律の規定に定める金額をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行します。このサービス提供

證明書を市町村役場の窓口に提出しますと、返戻しを受けることができます。

※ 利用料については、法令の変更により改定する場合があります。

(2) 交通費

相談支援専門員が菰野町全域以外に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

（自動車を使用した場合：1キロメートルにつき20円）

(3) 解約料

相談支援の途中で解約された場合の費用は一切かかりません。

(4) その他

実費負担額は、1か月ごとに計算し翌月26日までにお支払い願います。

10 キャンセル等

ご利用者様がこの相談支援に係る調査、サービス利用計画の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先（又は下記の相談支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

菰野町居宅介護支援事業者けやき

連絡先（電話）：059-391-2227

サービス利用計画の変更、サービス提供事業者との連絡調整等についてご利用者様が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

ご利用者様は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。

11 担当の相談支援専門員等

担当する相談支援専門員及び管理者は、次のとおりです。サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

担当する相談支援専門員を事業者側の事情により変更する場合には、あらかじめご利用者様と協議します。

担当相談支援専門員	氏名：	連絡先（電話）059-391-2227
管理者	氏名： 小澤 佳与子	連絡先（電話）059-391-2227

12 苦情等の受付について

当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、ご利用者様のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、ご利用者様の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○管理者	小澤 佳与子	Tel 059-391-2227	FAX 059-391-2284
○苦情・相談受付担当者	久野 美穂	Tel 059-394-1294	FAX 059-394-3422
○受付時間	毎週月曜日～金曜日	8:30～17:00	
<苦情解決責任者 事務局長 秋山 由紀夫 059-394-1294>			

(2) 第三者委員

当事業所では、以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。ご利用者様は、当事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することもできます。

名前	連絡先
南川 久美子 伊藤 博之	苦情・相談受付担当者へ ご連絡ください。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

菰野町役場	所在地 三重県三重郡菰野町潤田1250番地
健康福祉課	電話番号 059-391-1123 FAX 059-394-3423
社会福祉係	受付時間 平日8:30～17:00
三重県 社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 三重県津市桜橋2丁目131 電話番号 059-224-8111 FAX 059-213-1222 受付時間 平日9:00～17:00

13 緊急時及び事故発生時等における対応方法

(1) サービス提供中等でご利用者様の病状等の急変、その他の緊急事態が生じた場合、担当職員は速やかに主治医等に連絡し、必要な措置を行うとともに事業者に報告します。

(2) サービス提供中等で天災その他の災害が発生した場合、ご利用者様のその場での可能な安全確保をした後、速やかに退室、避難するように、担当職員は指導されています。

(3) 事業者は、上記の対応及びサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行い、その内容を記録します。

14 虐待防止に関する事項

ご利用者様の人権、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

(4) 前3号の掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待防止に関する責任者 事務局長 秋山由紀夫

(5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（ご利用者様のご家族等高齢者・障害者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に報告します。

15 感染症の発生及びまん延防止について

事業者は、事業所内外での感染症の発生及びまん延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 感染症の発生及びまん延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努めます。

(2) 感染症の発生及びまん延防止のための指針を定めます。

(3) 感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。

16 事業継続計画の策定について

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、職員に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

17 身体拘束等の禁止に関する事項

(1) 事業所は、障害福祉サービスの提供に当たっては、ご利用者様又は他のご

利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

（2）事象所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

②身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

③身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します。

18 秘密保持

（1）当事業所及び職員（退職職員も含む）は、業務上知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密及び個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

（2）あらかじめ文書（個人情報使用同意書）によりご利用者様の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

19 サービス提供の記録等

（1）サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供した日時及び実施した内容などを記録します。なお、サービス利用計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

（2）ご利用者様の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令（及び菰野町社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、ご利用者様の記録や情報を適切に管理し、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者様の負担となります。）

20 損害賠償

事業者は、相談支援の実施にあたってご利用者様の生命・身体・財産に損害を与える

た場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名

保険名

補償の概要

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

社会福祉協議会総合保障プラン

賠償補償限度額 対人：1億円 対物：1,000万円

管理財物補償限度額 200万円 など

2.1 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 相談支援専門員は、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 相談支援専門員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

相談支援の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地

三重県三重郡菰野町潤田1281番地

事業所名

菰野町居宅介護支援事業所けやき

説明者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、相談支援の提供開始に同意しました。

氏名

印

代理人

氏名

印